

公益通報者保護制度の実効性の向上
に関する検討会
第7回議事録

消費者庁消費者制度課

公益通報者保護制度の実効性の向上に関する検討会（第7回）

1. 日時 平成28年1月28日（木） 14:00～16:00

2. 場所 消費者庁記者会見室

3. 出席者

（委員）

宇賀座長、升田座長代理、井手委員、川島委員、北城委員、串岡委員、光前委員、
今野委員、土田委員、拝師委員、水尾委員、山口委員、若杉委員

（消費者庁）

河野大臣、川口次長、井内審議官、加納課長、金谷企画官、大友課長補佐、
川野政策企画専門官、佐藤政策企画専門官

4. 議事

（1）開 会

（2）議 事

・通報者保護に係る要件・効果等について

（3）閉 会

<資料一覧>

資料1 公益通報者保護に係る要件・効果論点整理概要

資料2 公益通報者保護の要件等

≪ 1. 開会 ≫

○宇賀座長 それでは、定刻でございますので只今より第7回「公益通報者保護制度の実効性の向上に関する検討会」を開催いたします。

まず初めに、井内審議官から委員の出欠状況と資料の説明をお願いします。

○井内審議官 審議官の井内です。河野大臣より、年明けから消費者庁の会議では、必ず誰かがテレビ会議で参加することを検討するよる指示がありましたため、本日は、試験的に、消費者庁が現在保有しているテレビ会議システムを活用しまして、別室から参加をさせていただいております。また、本日15時45分を目途に、河野大臣が本検討会にこのテレビ会議システムを通じて出席される予定ですので、お知らせいたします。なお国会日程等の関係で出席できない場合もございますので、あらかじめ御了承願います。

さて、委員の出欠状況ですが、本日は島田委員が欠席されていらっしゃいます。

次に、本日お配りしている資料の確認をさせていただきます。お手元の資料の議事次第の下に、順に「資料1 公益通報者保護に係る要件・効果論点整理概要」及び「資料2 公益通報者保護の要件等」の2点をお配りしております。事務局からの資料は以上となります。なお、光前委員から「公益通報者保護法の日弁連改正試案」及びその概略図を、また、拝師委員からは「近時発覚した公益通報に関する不祥事に関する概要資料」をそれぞれ御提供いただいておりますので、御参考までに委員の皆様にお配りしております。配布資料は以上でございますが、御確認いただきたいと思っております。不足等ございましたら事務局までお知らせいただければと思います。座長よろしくお願いたします。

≪ 2. 通報者保護に係る要件・効果等について ≫

○宇賀座長 井内審議官ありがとうございました。資料のほうはよろしいでしょうか。

それでは、本日の検討に入りたいと思っております。本日はテレビ会議システムを使用しておりますため、御発言の際にはマイクの方に向かって御発言いただけますようお願いいたします。

今回の検討会から、通報者保護に係る要件、それから効果等について要件を中心に行う予定になっておりますが、先ほど事務局から説明のあった光前委員及び拝師委員からの資料に関して、各委員から補足の説明があるとのことですので、まずはその説明からお願いしたいと思います。

それでは、光前委員からお願いします。

○光前委員 それでは、日弁連の方で出しております改正試案について若干御説明させて

いただきたいと思います。私はこの試案の作成には関わっていないのですが、日弁連委員からは何度も説明を受けておりますので、簡単に説明をさせていただきたいと思います。お手元に資料があると思うのですが、1ページから31ページまでが意見とその理由、32ページから38ページまでは試案の条文、39ページ目以降は現行法との対照表になっております。この委員会では前回から公益通報として保護されるべき要件とその効果について検討しているわけですが、日弁連試案は、我が国において公益通報者保護法が制定されるきっかけとなった21世紀型消費者政策の在り方、すなわち市場メカニズムをより健全なものにするには消費者の主体的行動が必要であり、そのためには事業者情報をよりオープンにし、共有化する必要があるというこの法律本来の目的に立ち返って、通報者の範囲、通報対象事実、通報先、通報者の主観的要件、通報者の証明責任要件を、総合的体系的に見直す必要を訴えております。その辺りのことは試案1から3ページに記載されていますので、御覧下さい。

また、日弁連試案の1条「目的」を御覧いただきますと、日弁連がこの法律に関して、考えていること、理念を御理解いただけたと思います。そして通報制度を通報者にとって負担が少なく、しかも事業者通報を適正に開示し、違法行為の抑止、早期是正を図るためには、内部通報、行政通報、外部通報という性格の異なる三つの告発制度の制度間競争を有効にするための条件を体系的に整える必要があるということを指摘しております。現行法に対しては、内部通報や外部通報の要件の緩和の必要性や、法律に違反した事業者への罰則の導入、それから消費者庁には内部告発制度に対しての司令塔の役割、権限を付与する必要性を示唆しております。行政通報の通報先に消費者庁を加え、また、通報相談窓口としての役割も期待しております。改正提案の各論は多岐にわたりますが、主要な改正点としては、一点目として、現行法は通報者の範囲と通報先の関係が非常に分かりづらいものとなっていることから、通報に係る違法事実を発生させている事業主体、通報先の通報者の関係事実を整理し、違法事実を発生させている事業主体となんらかの関係があるもの、あったもの、元従業員とか元役員とかその取引先とかその従業員、そういうものまで通報者の範囲を拡張し、この通報者が、違法事業主体に内部通報できることは当然のこととして、行政通報やその他の外部通報をするようにも記載してあります。特に、行政通報の要件緩和としましては、通報事実の真実性、真実と信じたことについて相当性までは求めず、合理性を最優先し、その他の外部通報については、現行法のような特別な要件を維持するのであれば、通報先が被害拡大を防止するために必要であると認められるものというような要件は不要としております。そして通報対象事実についても、イギリスの公益開示法にならって、特定の法律や罰則の対象となる行為という制限は設けず、公共事業、公共事項、消費者の利益の保護に抵触するような違法行為、更にはその隠匿行為も通報対象事実の対象としております。

これらの点については、現行法と試案の 25 頁を比較して御覧いただくとよくお分かりいただけると思います。

それから通報者の保護内容ですが、通報を理由とする従業員の解雇の禁止や、労働者派遣契約の解除禁止に加えて、取引先の従業員の通報を理由とする取引先との契約の解除の禁止にまで踏み込んでおります。前回の協議会で大変話題になりました役員の通報を理由とする解任の禁止までは規定しておりませんが、継続的取引の解除禁止ということは明確に設けています。役員の通報に対する違法行為に対しては、不当な解任があった場合については、会社法が定める損害賠償を認めるにとどめております。試案の 3 から 6 条を御覧ください。

また、一定の要件のもと、通報者に対する免責というのも設けております。これは 7 条。それから重要な点として、通報と不利益との因果関係の認定について、一年間の推定規定を設けております。これは 6 条。以上の点が重要な点ですので、一度御覧いただくとありがたいと思います。よろしく願いいたします。

○宇賀座長 ありがとうございます。それでは引き続き、拝師委員お願いします。

○拝師委員 私の方からは、横の二枚もののレジュメで、「不祥事まとめ 2015 年」というものを提出させていただきました。作成自体は NACS の東日本支部コンプライアンス経営研究会副代表の大塚さんが作成されたものですが、私の方で説明をさせていただきます。これはどういうものかといいますと、最近起きた企業不祥事について、どのくらいの時期からこの不祥事が問題となっている違法行為が行われていて、どういうきっかけでいつくらいに発覚して、その後どう流れているのかというものを時系列でビジュアル風にまとめたものです。

例えば一番上の東芝不正会計問題については、2009 年くらいから問題が起きていたのだけれども、発覚したのが 2015 年で、これは内部から行政への通報で発覚と。こう時系列に見ていくというものになります。これで何が分かるかという、表面上内部通報等で不祥事が明るみになって、ある意味現行法の成果だといえる部分も当然あるんでしょうけれども、他方で、その不祥事が出てくるまでの間に相当時間がかかっていると。公益通報者保護法が施行された後においてもなお、潜伏期間といえますか、違法行為が内部告発されずにそのままずっと行われてきたと。ようやく表に出てきたのが皆さん御存知の様なこういうケースだということなので、やはり現行法ではなかなか通報しやすくして不祥事情報が簡単に外に出せるという状況ではないという根拠資料として参考に提供させていただきました。一枚めくっていただいた裏は、言葉で解説した表になっておりまして、三分の三の二枚目の表側ですね、これは全てマスコミ報道に基づいてまとめたものですので、その裏付けの記事を整理したものであるということで、確認したい方はこの記事の方を参照していただくと確認できるということで参考までに付けさせていただきました。簡単ですけども以上です。

○宇賀座長 ありがとうございます。それでは只今の光前委員及び拝師委員からの資料や説明につきまして、御質問や御意見等がございましたらお願いいたします。

特によろしいでしょうか。それでは続きまして、公益通報者保護の要件等の検討に入りたいと思います。事務局に論点の整理をしてもらいましたので、まずは事務局から説明をお願いしたいと思います。それではよろしく申し上げます。

○金谷企画官 それでは資料1につきまして、事務局の方から御説明させていただきます。資料1につきましては、前回第6回本検討会で出させていただいたものと同じでございます。なお「公益通報者保護に係る要件・効果、論点整理概要(案)」といたしまして、表には公益通報者保護の効果ということで、前回御議論いただいた内容が並んでおります。それで裏面に行っていただいて第2といたしまして、「公益通報者保護の要件」ということで、「1 公益通報者の範囲」、「2 通報対象事実について」「3 通報先について」「4 主観要件(不正目的でないこと)について」の四つに分けさせていただきまして、論点を整理させていただいております。また、第3で「補遺」といたしまして、通報により不正が是正された場合の職場等へのフィードバックについてということで書かせていただいておりますが、前回の本検討会におきまして島田委員から宿題をいただいておりますので、事務局の方でまとめさせていただいたものです。本日はまず1について御議論いただき、その後に2について御議論いただき、その後3について御議論いただき、最後に4と第3をまとめて御議論いただければと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○宇賀座長 ありがとうございます。それでは、只今の資料1の説明につきまして、追加すべき論点や検討順序等に関する御指摘や御質問がありましたらお願いします。井手委員どうぞ。

○井手委員 これ以外の追加すべき論点で、是非この検討会にお諮りし、皆さんに賛同していただいて導入していただきたい論点があります。消費者庁さんが挙げられた、どこにも入らない論点です。それは何かというと、子供たちや若者、次世代への教育です。前回、島田委員から企業の風土、環境をどうやって作っていくかという御提案があったかと思うのですが、企業に入ってから公益通報者保護とか、あるいは公益通報自体をどうしていくんだということを教育したり、研修の場を設けたりすることは当然でしょうけれども、企業に入る前の若い世代から、見て見ぬふりをしてはいけないだとか、そういう通報は大事なんだという教育は必要なのではないかと、私は思っています。昨今は、18歳以上への選挙権年齢引き下げを受けた主権者教育、それから2020年東京大会をにらんだオリンピック・パラリンピック教育というのが盛んになっているんですけれども、そうしたなかで公益通報者保護教育というのがあってもいいのではないかという考え方です。実は私は新聞記者であると同時に、ある大学で教鞭をとってジャーナリズム論を教えているのですが、その中で、毎年、公益通報者保護法を取り扱っています。この月曜日にその授業をすれば

っかりなんですけれども、授業の冒頭に、自分が就職した後、勤務先で不正や不祥事を見つけたら、どうしたらいいだろうか、と学生に質問すると、勇気を出して通報するという学生と、黙っているという学生がだいたい半々位で始まります。でも、授業の終わり頃になると、やっぱり、不正を通報することは大事なんです、そして、そういう通報した人たちを守らなければいけないんです、と答えてくれる学生が増えます。単に教育に導入して欲しいというだけでなく、消費者庁が何をやるのかという話も含めて申し上げたいんですけれども、二つのことを、消費者庁には制度として導入していただきたいと思っています。まず一つ目は、モデルとなるカリキュラムを消費者庁の手でつくることです。小学校から教えるというのは難しい部分があるかもしれないので、やっぱり大学が一番効果的だと思っています。様々な大学で公益通報者保護教育に取り組んでもらうためには、15 コマをどうやって授業していくのかというモデルがやはり必要です。その中で特に、導入したいのは、実践形式で学生が取り組む授業です。例えば、先ほど、例に出しました主権者教育で言えば、模擬投票の様な形のものがあるわけです。それからオリンピック・パラリンピック教育で言えば、オリンピック・パラリンピアンが来校して授業をすることも積極的に行われています。実は、私のジャーナリズム論の授業では、企業の不祥事を想定して模擬記者会見というのをやっています。社長、広報部長ら企業側と、新聞記者、テレビ報道記者側と分かれて教室の中で実践したことがあり、学生たちの熱も入ります。これを公益通報者保護教育では、通報者、通報の受付窓口、通報を受けて調査をされる側というふうに置き換えて、分かれて実践教育ができるのではないかと考えています。一つずつ、そういうモデルを作っていただきたい。それからもう一つは、通報経験者の方々や、実際に公益通報者保護に関わった方々を授業に呼べるような仕組みをつくっていただきたいということです。実は、お話しを聞いたら、串岡委員は鹿児島大学に呼ばれて授業をされたということです。今回、企業編とか行政編でグッドプラクティスを顕彰しようという提案もありました。そういう取り組みを大学の現場でお話いただくのが、私は、学生たちの心にも訴えることができるのではないかと考えています。ただ、そういうゲストスピーカーを招請するということになると、交通費とか謝金の問題とかが生じますが、消費者庁がそれを補助するというようなことも考えていただいて、ぜひ、生きた授業を導入していただきたいと思っています。この検討会は、座長の宇賀先生をはじめ、若杉先生、水尾先生、升田先生、島田先生と、大学で教鞭をとっていらっしゃる先生がたくさんおられます。北城先生、島田先生のように大学の経営にも携わっている方もいらっしゃいます。それから今日は出席されておられませんが、板東長官は御承知の通り、文科省の高等教育局長をお務めになられました。私などより、ずいぶん高等教育について知見をお持ちの方がおられ、教育の意義をご理解いただけていると思っています。こうした教育は、公益通報者保護の浸透という第一義の目的

だけでなく、キャリア教育ですとか、大学生が就職して社会に出た場面への準備という側面でも十分、意義があると考えていますので、是非、導入をお願いしたいと思っています。

○宇賀座長 どうもありがとうございました。新しい論点の御提案がありましたけれどもいかが

でしょうか。では、串岡委員どうぞ。

○串岡委員 私が鹿児島大学で、7、8年前呼ばれまして話しました。夏休みなんですけれども、工学部の学生が全員出てきているわけです。企業倫理に関する講座を取らないと卒業できないということで全員出席していました。私の話した内容に対してレポートを7枚以上書きなさいということで各自提出していました。それで色々意見が出されたのを消費者庁にお出ししておりますので、見られる機会があったら見ていただきたいと思います。若い学生のうちにそういうことを教えるというのはすごく重要なことだというのは井手さんも言われておりましたが、それはその通りであると思います。それから私は第1回の時にですね、若杉委員がおっしゃったことにとっても共鳴する部分がありました。わずか7、8行の間に、アメリカ人は非常に正義感が強いということ三回も言われたわけですね。私も学生時代から正義感に関してそうなのではないかと思っているところがありました。初期植民地人の生い立ちをみると、イギリスからアメリカの「ニュー・イングランド・プリマー」などが良く示すように移住した人の当初から、人はみな神と良心の声とに従い、悪の誘いと戦いぬかねばならぬということが、幼い頭にたたきこまれる教育の仕組みが認められる、と言われるのは高木八尺先生です。1924年から1950年に、東大の先生がいらっしゃるからお分かりになると思うんですが、高木八尺という先生がいらっしゃいました。この方がアメリカに対してとても詳しい。アメリカ憲法・歴史とかアメリカ外交講座などを担当しておられました。私は人の本からアメリカの精神というのを学びました。日本人は一人一人はとてもいい人なのですが、組織の中に入ったら誰かの言う通りにしたがってってしまうような風土が厳然として残っています。今、井手委員が言われたような、大学でまずそういう教育をしてもらうことも大切です。日本の司法試験のトップ3の東大、早稲田、中央大学の先生がおられるんですから、まず大学でそういう教育を持ってもらえばいいのではないかと思います。ちょっとお話ししましたらお金がかかるんじゃないかという意見もありましたけれども、私はお金はそんなにかからないんじゃないかと思っていますので、是非御検討をしていただきたいと思っています。

○宇賀座長 ありがとうございました。北城委員、どうぞ。

○北城委員 大学で取り上げるということも良いと思いますけれども、大学に行く人は学生の半分くらい、55～56%位かと思います。それ以外の方は専門学校に行くなり高校を出て働くので、国民として消費者保護とか公益通報に関わることを理解してお

くというのは、高校卒業段階で健全な市民として、日本社会を形成するために必要なことだと思います。高校までに基本的なことを教えることをこの委員会から中教審の方に提言したらいいと思います。どういうふうに入れるかは中教審の方での議論になると思いますが、私は高校教育くらいで入れた方がいいと思います。

○宇賀座長 ありがとうございます。水尾委員、どうぞ。

○水尾委員 今、北城委員も言われましたように、高校も大学も含めて高等教育でそういうことをしっかり実践すべきだと思います。一つの例ですけれども、3年前から私の大学で担当しているのですけれども、消費者教育法にのっとって実践する教育を企業の人達に来てもらいまして、毎週その教育を企業の人達にやってもらっています。その中で当然ヘルプラインやホットラインの話も出てきますし、そういうことで、高校生も含めて学生も一つの消費者ということで、せっかく消費者庁が消費者教育法という関連法を持っているわけですから、そういうことをどんどん仕組みとして教育の中に取り入れていくことを見直した方がいいと思います。今、駿河台大学で3年前から始めまして、その時から関西大学とだんだん増えてきました。BERCの経営倫理実践研究センターですけれども、そこのいわゆる寄付講座という形で今それを取り組んでいます。ですから学生もそういう勉強をしますと、レポートを書いてもよく分かったとか、こういう法律があるんだとか、実は啓発をされるわけですから、そんなことも含めて消費者庁も御検討いただければと思います。以上です。

○宇賀座長 ありがとうございます。若杉委員、どうぞ。

○若杉委員 井手委員から問題提起をしていただいて良かったと思います。私も教育ということには大賛成ですが、公益通報者保護制度の教育ということだと対象は高校生とか大学生となるかもしれませんが、串岡委員が言われたように、基本にある正義感ということに関してはもっと早く中学校や小学校から教えた方がいいと思います。例えばいじめについても、みんなが見て見ぬふりをしているという正義感の欠如が問題であるわけです。そこには全く同じ根があるわけですから、私はもっと早い時期から倫理教育のようなことを始める必要があると思います。

○宇賀座長 ありがとうございます。升田委員、どうぞ。

○升田委員 話の腰を折るわけではないんですけれども、消費者庁、それ以前から消費者教育というのは長年言われてきて、尚且十分に実効性のある状況ではないわけですね。ですから今のお話しは義務教育なのか、あるいは高等教育の選択の問題なのか、消費者教育なのか、あるいは労働教育なのかという問題。色々深いところがあってですね、まずやはり消費者問題をきちっと充実させないといけないというのが多分一番政策的には言わざるをえないことで、その次の問題、あるいは労働の問題に関連してやはり議論すると。義務的なのということになりますと今度は高校くらいまでのレベルになるわけなんですけれども、ここで議論すべきことではないのですけれど

ども、今のカリキュラムで相当負担の多い状況で、どういうところで反映させられるか。名前を知っただけではしょうがないので、そこは十分に検討すべきだろうと思います。

それから先ほど正義感の話が出ましたけれども、これはそれぞれの方の認識によるわけですが、先ほど御紹介のアメリカなんか、司法取引というのは非常に広く行われておりまして、自分の罪を軽減してもらえなければ正直に言わない、とかいう国柄もありますし、逆に日本では、そういう対価なく自白する人は自白すると。こういうのもありますので、一概にアメリカがどうのこうの、日本がどうのこうのというわけにはいかない。それは相当社会学的なことが議論になるのであれば、きちっとした事実認識の下で議論すべきだと思いますので、一概に正義感がどうのこうのというようなことではいけないのではないかと思いますし、先ほどいじめの問題が提起されましたけれども、私が知る範囲でもアメリカでも相当いじめの問題は問題になっているわけですので、何も日本だけがそういうわけではないし、むしろアメリカでは高校で銃をぶっ放す生徒もいるわけでありまして、原因は分かりませんが、色々なことが背景にあると言わざるを得ないわけですから、正義感の問題だけで議論してはいけないと思います。

○宇賀座長 ありがとうございます。拝師委員、どうぞ。

○拝師委員 基本的に公益通報の問題を教育の中に入れ込んでいくこと自体には賛成です。特に今、升田委員がおっしゃったような消費者教育推進法が出来て、なかなか浸透しきれないという悩みはまさにその通りで、そっちをちゃんとやらなければいけないということなんですけれども、当然今の消費者教育の方針が消費者市民という形で、自ら考え行動するという大きな目標に掲げていますので、その中の一つの行動として、こうしたきちんとした通報をするあるいは通報した人を守るという大きな枠組みの中で、制度をどう考えるべきかということは当然消費者教育の一環に入ってくるだろうと思っています。ですので、新しく取り上げることがどこまでできるのか分かりませんが、少なくとも消費者教育の推進の中にはこの公益通報者の問題というのは取り組んでいくべきだろうと思います。

それからこの検討会で、あまり細かい議論を、中学からがいいのか高校からがいいのかというのを始めてしまうと、そもそも担当するところが違いますので、ここについては取りまとめの中で大きな方向性として、消費者教育なり、中等・高等教育の中できちんと入れていくことが必要で、そこは他の所管に投げる形でのまとめでいいのかなとは思っています。

○宇賀座長 ありがとうございます。川口次長、どうぞ。

○川口次長 制度につきまして、消費者市民社会との関係につきましては拝師委員から御説明がございました通りでございますが、消費者教育推進法というところですね、「消費者教育」の中に消費者市民社会の形成に参画することに係る教育を含むとい

うことになっておりますので、これは御指摘の通りでございます。それから補足いたしますと、消費者教育推進会議というのがこの法律に基づいて出来ておりまして、八条機関として日常的に活動しておりますので、そこにつないでいくというのも事務的にも可能でございます。

それから消費者教育の対象でございますが、義務教育の間、あるいは高等教育くらいですと、学習指導要領とのリンクで文科省との接点が出てまいりますし、大学になりますとそういうふうにはなっておりませんので、行政的にはなかなか難しい点がありますが、高等教育あるいは卒業した後においても生涯教育として見ていくというのはありますので、適切な中に今の視点を入れる。正直に言って、公益通報者保護の観点が今まで消費者教育の中には入っていないように思いますが、入っておかしくはない、消費者法の一つとしても重要な視点かと思えます。

○宇賀座長 ありがとうございます。今野委員、どうぞ。

○今野委員 どの段階から教育するのがいいかというのは色々なお考えがあったと思います。私はそういう教育を受けた人たちが、いよいよ実社会に出て、企業人になってからの教育というところを大切だと思っております。今、弊社では通報を受ける側の会社の御担当者に向けての研修会や勉強会をやらせていただいております。やはり企業経営の根幹をなす一番大事なことは信頼関係だと思っております。ですから企業のトップの人達が、その企業の中で働いている人たちに、どんな小さいことでも、自分たちが気が付かないこと、何でも教えてくれよ、と心から思うその姿勢が、それがどれくらい伝わるかが勝負ではないかと本当に思っております。通報してきた人に対して保護するというのももちろん大事ですけれども、その前に通報を受けたことを感謝する。よくぞ言ってくれたと。そういう関係ではないかと思っております。ですから新しい時代のあるべき関係性というのは何なのかということをもう一回社内でも、社外においても、いろんな機会を通じて話し合うというのがとても大事ではないかなと思っております。

私も長く会社をやっておりますと当然ですが色々な経験をしました。今から 30 年ほど前に、小さい会社ながら志を持って、アメリカ、ニューヨークに事業所を構えました。アメリカのメディアにもこんなサービスがビジネスとして成り立つ国なんだということで大歓迎をされたんですけども、その当時、世は正にジャパンバッシング最盛期でして、日本の企業は何か訴えればお金を払って撤退する、という風潮がものすごく蔓延した時代でした。うちのような 100%世のため人のため、国のためなことしか考えていない企業も従業員に関することで二度もやられまして、もう本当に志半ば、まだスタートしたばかりなのに、最高裁まで行って戦いましたけれども、億の単位のお金を取られて撤退せざるを得ないということになりました。ですから本当にどういう教育をして信頼関係をつくるかが大事だと痛感しております。

これはもし同じ話をしたんだとしたら申し訳ありませんがある大手の運輸会社に呼ばれて地方で講演をさせていただいた時、夜、二次会、三次会まで行って、その大企業の社長さんと組合の委員長さんとか委員とかが、ごっちゃごちゃになってワイワイガヤガヤやっていて、私にはどなたがどなただか分からないのですが、素晴らしいなと思ったのは、組合の人が社長に向かって、今の経営者は本来あるべき創業の理念を少し忘れてるんじゃないかという議論でワイワイガヤガヤやって。ああ、素晴らしいな。と思いました。ですからその関係性をそれぞれの企業でどう作るかということにも。なかなか難しいこととは分かっておりますけれども、声を出せていけたらなと思っております。

○宇賀座長 ありがとうございます。升田委員、どうぞ。

○升田委員 議論の前提としまして、既に御説明があったのかもしれませんが、現在の公益通報者保護法は、制定の経過から明らかでありますけれども、ヨーロッパの主要な国とアジアのいくつかと、それからアメリカと、その他もあったかもしれませんが、外国の法制度を御紹介いただいたうえで、外国の法制度を睨みつつといえますか、いろいろ工夫をしながら立法、法案を作成されて、立法されたと認識しているのですけれども、今回議論するにあたっていくつかの国内の事例は御紹介いただいていると思うのですけれども、外国の法制度の改正の動向とか運用の状況、これについての最近のものというのは御紹介いただく予定になっているのでしょうか、それともその辺はどのような状況なのでしょうか。

○宇賀座長 ありがとうございます。事務局お答え願います。

○加納課長 直ちにこうですというのはございませんが、当然制度的な検討を深める上ではしなければならぬと思いますので、それはまた検討したいと思います。

○宇賀座長 ありがとうございます。ほかいかがでしょうか。串岡委員、どうぞ。

○串岡委員 今回の升田委員のお話しなんですけれども、今日、取締役とかの保護の議論に入るんですけれども、私が申し上げたいのは、イギリスの法律を学んでいないと思うんですよ。イギリスの法律は1992年から1998年までかかって6年間もかかって成立させているわけです。日本は2002年から2004年まで約2年足らずで法律を成立させました。非常に早急に成立させてしまった法律です。そこから様々な問題が起こってきております。これは今、議論では慎重だといっていますが、そもそもこの法律が慎重でなかったところを私は指摘をしておきたいと思います。よく「文明論之概略」なんかを読みますと、福沢諭吉が海外に行って何を学んでいるかということ、まず精神革命をやらなければいけないと言っているわけです。精神革命をやらぬ法律だけ作るもんだから全然機能しない法律になってしまう。イギリスはそういう法律を6年もかけて議論を積み重ねてやっているからちゃんとした法律になっているということが言えると思うんです。もう一つは大きな問題がありまして、日本はイギリスの法律を学んでいるんですけれども、真に学んでいないと思

うんです。それはどういう点で言えるかといいますと、イギリスの伝統的な思想からいえば、成文法は一つの例外的法律です、判例法の国だからです。法律をやっている先生方の前で言うのも恥ずかしいんですけども、そうすると第一法源というものは、判例にあるわけです。現行の公益通報者保護法は、保護の対象を労働者だけにしていると言えるかと思えますけれども、イギリス、アメリカでも、その第一次法源は判例法です。第一次に判例法を入れて、第二次法が成文法であります。日本は成文法の国ですから、全て成文法に書きこまなければならないはずなんです。つまり、イギリスの公益通報に関する労働者以外の事業者、取締役がどのように判例法となっているのかを学ばなければイギリスから学んだことにならないと申し上げたいわけです。また、イギリスの成文法の解釈と日本の成文法の解釈と全然違うということをもっと考えておかないといけないと私は思っているわけです。そういうことから言いますと、やっぱり今の法律というのはイギリスの法律を学んでいるとは言いながら、多くの点で違う。日本の場合は裁判官が成文法を解釈する場合は学説上又は裁判慣行上の問題です。学者の通説とか学説とかも参考にします。イギリスの場合は非常に細かく判例法と成文法によって解釈が決められています。日本の成文法に照応するものはイギリスでは判例法であります。そのように考えていきますと、この法律は極めて不十分なものであるということを指摘しておきたいと思えます。

○宇賀座長 ありがとうございます。ほかよろしいでしょうか。

それでは今、井手委員の方からありました御提案につきましては、基本的な方向については皆さん御賛同いただけたいと思います。具体的に内容をどうするかとか、いつから始めるかというところにつきましては、いろいろな御意見がありましたけれども、基本的にはこうした公益通報者保護についての教育を進めていくということについては概ね御賛同いただけたいと思いますので、これについては報告書に記載するとともに法律かガイドライン等の改正にあたって消費者庁の方で十分検討するようにお願いしたいと思います。

それでは、よろしければ資料2の2ページ目の「公益通報者の範囲」から検討を進めていきたいと存じます。初めにこの論点の概要を資料2の2をもとに事務局から御説明いただきたいと思えます。それではよろしく願いいたします。

○金谷企画官 それでは御説明をさせていただきます。資料2の2ページから5ページまでになりますが、「通報者の範囲」について御説明申し上げます。現在御案内の通り、公益通報者保護法では公益通報者を労働者に限定しているということをございまして、これを役員などに広げたらどうかということをございします。この点につきましては前回のこの検討会でも御議論いただきましたけれども、続きといたしますか、改めて御意見を頂戴したいと思います。

まず3ページのところで役員について書かせていただいておりますが、これは前回の検討会でもありましており、役員が公益通報をしてその後解任されたという

ような事態もあり得るわけですが、役人の選任解任は株主総会の決議によるものであることから、現行法では役員は公益通報者の範囲には含まれていないということにされています。役員の解任を無効とするということは会社法制上、委託契約の法的性格の関係上、困難であることは指摘されている一方、解任を無効としないまでも、解任による損害の賠償請求を容易にする等の保護を与えるべきであるという意見も前回いただきました。こうした点を踏まえまして、公益通報者の範囲に役員を加えることが可能かどうかというのがまず一つ。それから4ページに行ってくださいまして、取引事業者から公益通報を受けることはあり得るわけでありますが、取引の停止解除を無効にすることは取引自由の原則との関係上困難であるという御意見がある一方で、停止解除を無効としないまでもそれについての損害の賠償請求を容易にするというようなことも考えられるのではないかという御意見もいただいております。こうした意見を踏まえまして、公益通報の範囲に取引事業者を加えることについてどう考えるか。それから三つ目が5ページのところでございますが、退職者・退任者・その他ということで書いておりますが、退職者の方から通報が寄せられることもある、ということでございます。そして役員、取引事業者、それから退職者、退任者、以外にも何か公益通報者の範囲に加えるべきものがあるのか。あるいはそもそも公益通報者の範囲に関して限定を設けないことにすべきかどうか。ということにつきまして御意見を頂戴できればと思っております。以上でございます。

○宇賀座長 ありがとうございます。それでは只今の説明や資料等をもとに「公益通報者の範囲」について御議論をお願いいたします。はい、井手委員どうぞ。

○井手委員 私は前回、役員についても、取引事業者についても、退職者退任者についても、要件や、効果としても入れるべきだという意見を述べたんですけども、その延長の考え方として、本日の論点である通報者の範囲にも入れるべきではないかという意見を申し上げたいと思います。まず、一番議論があった役員について、です。役員は、当然会社に対して責任があるのだから、会社に言えればいいじゃないかというお話しがありましたので、それに対して反論をしたいと思っております。役員が会社に話をできるのであれば、それは別にいいわけでしょうが、それができない環境があるから、私どものような報道機関に通報されるわけです。前回、私は、今までに、三人の役員の方から通報を受けた経験があると申し上げました。守秘義務の関係があるのですが、もう少し突っ込んでお話しをしますと、お一人の方の会社というのは、ワンマンのトップの方が20年以上に亘って君臨していた会社です。それから次の方の会社というのは、同族関係の社長さんがおられて、その力が役員会のすみずみにまで及んでいる会社です。それからもう一人の方は法人の役員だったんですけども、理事長、専務理事、事務局長とか全員同じ派閥の方で固めていて、その役員の方は意見を言ってもなかなか通りにくい現実がありました。こういう事情

があるので、内部ではなく、外部に通報されるわけです。取引事業者はちょっと置き、次は、退職者退任者の例をお話します。昨今のテレビ番組でも取り上げられましたので、御存知の方も多いかと思うんですけども、ある東日本のがんセンターのお医者さんが退職された後、がんセンターの手術での麻酔の実態について、専門ではない歯科医が麻酔に当たられるケースがたくさんあって問題ではないのかと、所管監督官庁に通報された事例がありました。ところが、所管監督官庁は、退職者だから公益通報外であるとして、放置してしまいました。先ほど拝師先生が御紹介いただいた不祥事の表にも入っている事例です。私が言いたいのは、公益通報者を労働者に限定する、こういう役員さんであるとか、取引事業者の方であるとか、退職者退任者の方であるとか、労働者以外の方の通報がこぼれるわけです。さらに言いたいのは、じゃあ、その通報がどうなるかという、結局、公益通報外ということで報道機関に来られます。報道機関は、法的に公益通報であろうとなかろうと、関係なく、その通報の真実性であるとか、社会的影響度であるとかで調べていくわけです。ということは、逆にいうと、企業にとっても、公益通報者の範囲を広げる方が、より外部に通報される可能性を減らすことになるのではないかとと言えるのではないのでしょうか。企業に関する検討会のところで議論がありましたけれども、企業にとっては内部に通報される方が内部統制上いいという意見がたくさんありました。少なくとも公益通報者に役員の方々だとか取引事業者の方々だとか、退職者退任者の方々を入れられた方が、企業が最も嫌がられる我々報道機関に来ることにならないのではないかと思います。だから、企業さんの立場からも入れる方がいいのではないかと考えますし、その観点からいえば、企業側にも賛成いただけるものと思っています。確かに前回、升田委員が、役員の法的要件は非常に難しいのだという意見を言われて、それに対抗できる論理をずいぶん考えたんですけども、実際それは難しいと思いました。日弁連の改正試案でも役員解任を無効とするのは難しいと指摘されているなかで、私の様な法律の専門家でない人間が効果にそれを入れるというのは無理かもしれません。百歩下がつて提案したいのは、この第2条の定義の「公益通報者の範囲」では入れていただいて、つまりそこには労働者だけでなく、役員であるとか取引事業者であるとか、退職者退任者その他を入れていただいて、第5条はそのままにする方法です。法の論理から、やむを得ないので、第5条の効果に関わる部分は、現行の「降格、減給、その他の不利益取扱い」のままにする考えです。通報者の範囲を広げれば、労働者以外の通報は受け付けられて、監督官庁等の調査ができますし、それからこの資料に書いてあるような損害賠償請求だとか、あるいは名誉棄損で訴えられるという事態を防げるのではないかと考えました。第5条の「その他」の中にそうした不利益な取り扱いも包含されるのではないかと、裁判の時に有利になるように判断できるのではないかと考えます。労働者以外の方々には、効果について法にはっきり書けない点で申し訳ないのですが、

こういう方法で、どうなのだろうかと思っております。

○宇賀座長 ありがとうございます。北城委員、どうぞ。

○北城委員 基本的に井手委員のおっしゃることと同じで、役員であれ退職者であれ、取引事業者であれ全て通報の対象者として認めるべきだと思います。ただし、大前提としては誰が通報したかという秘密は守った上で、何らかの理由で秘密が分かってしまったときにどう通報者を保護するかという話です。誰が通報したというのが分からないような仕組みをまず入れて、その上で、何らかの理由で分かってしまったときにも、不利益取扱いをしないということにすべきです。役員を入れるというのは私は賛成ですが、役員と言った時に、取締役なのか執行役なのかという問題があります。取締役は社長が解任する対象ではないので、取締役の解任を無効にするというのは難しいと思います。取締役は株主総会で選ばれますから。執行役の場合は取締役会等で選任されるので、解任を認めないということはあるのも良いと思います。したがって役員という言葉は明確に定義した方がいいと思います。取締役の解任を無効とするという書き方はできないと思います。

○宇賀座長 ありがとうございます。水尾委員どうぞ。

○水尾委員 基本的には役員、取引事業者、退職者退任者も含めて賛成します。それ以外に今回は是非次のような人たちも入れてほしい。本人はどうしても通報がしづらい場合に、それを見ていて家族が、主人がこんなに悩んでいる、あるいは息子がこんなに悩んでいる、というところで、家族も是非その範囲に入れてほしいと思います。アメリカでは家族に対しておもちゃとか家庭で使うものに対して、ホットラインの番号を入れたりしているわけですね。そういうことを通して家族ぐるみでアクセスができるよということをアピールするのも必要かなと思います。ただ家族といいますが、是非、配偶者、親程度くらいまでは、是非その範囲に広げていただければと思います。

○宇賀座長 ありがとうございます。山口委員どうぞ。

○山口委員 前回お休みさせていただいたので、前回の議論は知らずにお話ししますが、北城委員がおっしゃるように役員といいましても本当にいろいろな立場がありまして、例えば取締役は会社法上は357条で、著しい損害を及ぼすおそれのあることを発見した場合には監査役に報告をしなければならぬと明記されているので、そういう立場の人に内部通報の業務執行の立場が果たして適当かどうかは少し検討する必要があるかなと思いますし、大きな会社では業務執行権限のない非常勤の社外取締役とか、そういう人たちが果たして通報という業務ができるかどうかということもちょっと問題になると思いますし、逆にいうと、これは法制化の中で今検討されているのは、日本のほとんどの、いわゆる中小企業、上場会社でなく中小企業の役員の方だとか、いわゆるグループ会社、子会社、そういう方々っていうのは、役員と名前はついているけれども、ほとんど従業員と変わらないというこの現実を

考えた場合にですね、やはり何らかの形でその役員というのも保護の対象にすべきではないのかと思いますけれども、ただ、やはり私の見解として、あまりにもほかの法律との整合性がとりにくいかなと思います。例えば先ほどの、解任というのは株主が本来決める問題であって、株主が決めることを制限するというのは私の頭の中では非常に考えにくいところがございますし、恐らくこの実行委員会の中で今まで第1回目から実効性を検討するには一体何がいかと。それにはマニュアルがいいのではないか、ガイドラインがいいのではないか、それとも報奨制度、インセンティブを与えるのがいいのではないか。もしくは先ほど串岡委員がおっしゃったように、これは判例の流れの中で検討していくのいいのではないかというような話もありますし、公益通報者保護法の条文の中で変えるべきなのか、それともそういったインセンティブを活用すべきなのか、広い意味でどこにこの役員の問題を入れるべきなのかということが、せつかく第1回目からやってきているわけですから、その辺をどこに含めて考えるべきかというのも大事かなと思っております。

○宇賀座長 ありがとうございます。川島委員、どうぞ。

○川島委員 公益通報者の範囲に、取引事業者や退職者を含めることについて賛成いたします。この資料にも、取引事業者や退職者からの通報が非常に役に立った、有益であったと記載されています通りで、そうした効果が期待できるのではないかと考えています。一点だけ留意点として申し上げておきたいのですが、取引事業者を含めた場合に、通報者が所属する企業ですとか、あるいは取引先の企業から不利益な取扱いを受けないように、取引先とその通報者自身も保護の対象であることを明確にすべきだと思います。以上です。

○宇賀座長 ありがとうございます。土田委員、どうぞ。

○土田委員 私も皆様の意見と大体同じで、特に退職者退任者からの通報が結構多いと聞いていますから、これは是非入れていただきたいということと、それから先ほどほかの委員から家族という視点が新しく入ったので、この家族という視点は私も非常に大事だと思っておりますので、この家族というのも是非入れていただきたいと思っています。以上です。

○宇賀座長 ありがとうございます。光前委員、どうぞ。

○光前委員 一番の議論は役員を含めるかどうかというところだと思いますが、山口委員の御意見もよく理解できるのですが、今日拝師委員が配られた資料を御覧いただいても大企業でトップに近いところが不正をしたとしても、組織の中で改善できないことというのがほとんどなわけですね。そういう場合は最後の手段というのはやはり、北城委員が言ったとおりやはり秘密を確保したうえでの外部通報、多くは行政通報になり、そこをきちんと確保していかないと今回この法律を検討した意味が全くなくなってしまうと思います。効果の問題として、仮に秘密がばれてしまって解任された場合、解任が有効か無効かという問題についての議論があると思いますが、

それはあくまで効果の問題であって、通報者の範囲の問題としてはやはり役員を入れないと、画竜点睛を欠くというか通報者の範囲を広げる意味が全くなくなると思います。役員は内部通報とともに、外部通報、行政通報ができる、組織内で改善ができないような事例については外部通報や行政通報ができるんだということをきちんと法律で明記すべきだと思います。

○宇賀座長 ありがとうございます。拝師委員、どうぞ。

○拝師委員 私も基本的には光前委員がおっしゃったのと同じでして、効果とはやはり少し切り離して、通報者の範囲は、退職者、役員、取引先を含めて入れておいて、例えば労働者の場合は解雇無効という効果がありますけれども、役員の時には必ず解任を無効にしなければいけないということはないので、そこは切り分けることができるかなど。それから対象範囲に入れておくことの積極的な意味としては、やはり通報を受け付けて、その通報の秘密が守られるようなルールに入ってくるというような、民事ルール以外の重要な条文を適用できる。これによって、通報としてきちんと情報提供をしていただくという大きな意味があるかと思しますので、この部分は是非広げていただければと思います。

○宇賀座長 ありがとうございます。串岡委員、どうぞ。

○串岡委員 2ページの「公益通報は労働者に特有の行為ではない以上、公益通報者保護法によって保護される対象を労働者としていることは狭すぎる。」と言っているのは私でありまして、ここに紹介していただいて非常にありがたいと思っております。私が先ほどまだ説明足らずで申し上げなかったんですけども、この公益通報者保護法を最初に労働者としたこと自体がまず問題だったということをお知らせいたします。そこで判例法のことを申し上げましたけれども、成文法はイギリスの場合には、日本の成文法と同じレベルで判断してはいけなくて、例外的な法律だという認識が成文法の場合イギリスの場合ありますから、委員とかそのほかの人達はその判例法ですと保護されるとみることもできるわけですね。その中で、労働者を保護しなければならないという限定をかけたわけですから、日本が全て成文法で成り立っている社会とは違うということをお知らせしているわけです。

それで3ページ目に、私の本の紹介状を書いてもらった島田委員の意見がここに書いてあります。島田委員はこの内部告発の面では、人格権説ということをおっしゃって、内部告発というものが学問的に研究されていない段階から、研究されてきました。それで私の知っている慶應に移った先生も非常に尊敬している先生で、私も非常に親しい気持ちを持っているんですけども、しかしここで労働保護という枠のなかで作った法律ということで、労働者以外の者の保護についてはどういう保護の仕組みがあるかということをお知らせしていかないと、なかなか現行の制度の延長線上というのは難しいのではないかとおっしゃられるわけです。そうしますと最初のうちに、労働者以外の人も含むような形で保護ができたときに、も

うそこを労働者に限定してしまったというのが僕の考え方の基本なわけですが。ただその時も、内閣府の局長辺りとかあるいは松本先生なんかの国会答弁を見ると、とっとも努力して、今このうちに作ってしまわなければいけないんだと急いだ経緯が見て取れました。内部告発を保護する法律が作られて、内部告発は密告でないというのを国民に広めたというのは、国民の中に内部告発は必要なんだというのを認めてもらったというのは、私はこの法律をマイナスの面が多くあるけれども高く評価しています。評価すべき点は評価しています。こういうふうに言っております。

それと5年後にですね、この法律の見直し規定があったわけですが。ここでこの法律をつくったけれども、法律は完全でないから5年で見直してくれという意向があったと思うわけですが。役員とか事業者の人も保護できるように、5年の見直しの規定で十分検討していればよかったです。あるいは株主とか会社法上の問題があろうとも、5年間もあったわけですが。それからまた今何年も過ぎていくわけですから、三度目の機会になっている。この検討会でも何ら改正に踏み出せないようなことがあってはいけないんで、やっぱり改正は難しいんだという形で終わるわけにはいかないんだと強く考えています。委員の人の共通の思いとして、認識しておいてほしいと思います。

○宇賀座長 ありがとうございます。升田委員、どうぞ。

○升田委員 いずれ法案が立法化されるのであれば、法案の作成過程やあるいは最終的には国会で審議されるわけですから、議論のために申し上げておきますけれども、まずは役員については、ここに問題点を簡単に説明してあるんですけども、やはり他の制度をきちんと紹介していただいたうえで、議論していただく必要があるのではないかと思います。先ほど損害賠償責任の話が出ましたけれども、旧商法の時代から現在の会社法の時代まで、正当な事由のない解任というのは損害賠償の責任を負うということで保護されていますし、会社の内部で議論するのは、当然取締役であれば議論しなければいけないことでありますし、それから行政上の問題であれば、行政当局に通報すれば行政当局は知らないというわけにはいかないわけで、そうすると職権の発動を促すということになりますし、それから捜査当局にそれを通報されればそれは捜査の端緒になるわけで、現にそういう事件も少なからず漏れ伝えられているわけです。そういうことは総合的に判断しなければいけないわけです。公益通報者保護法という名前で全て入れる必要があるかというのはなお疑問がある。

それと効果とは切り離すべきだというお考えですけども、普通、法律の考え方而言えば、効果の無い何かを作るというのは努力規定以外は、宣言規定というようなものもありますけれども、少なくとも要件を定めるのであれば、法的な効果は当然前提として検討しないといけないわけで、それを関係ないんだというのはあまりにも乱暴すぎるということでありまして、役員について入れることについては反対します。しかも退任された役員についてどうするか。それは効果すら想定できない

ということになりますし、先ほど中小企業のお話出ましたけれども、これは弁護士であれば大体御存知のところであると思えますけれども、大体、取締役兼従業員ということで、従来判例では従業員の側を認定しまして保護すべきものは保護して、という判例はたくさんあるわけですね。そういうところはきちんと議論していただきたいと思えますし、取引事業者についてはですね、継続的なことを前提としているわけですが、契約内容も衆生雑多、たくさんありましてそれを一律に不当にといいますか、期間満了で更新していないとか、途中解約するとか、これもまた多数の判例がありまして、保護すべきものは保護しているし、保護していないものはしていない。しかも不当性によりますけれども、不当な取引中止のような場合にはそれ相応の責任を取らされているということもありますし、そもそも継続的契約自体の概念の特定、認定というのはほとんど不可能でありまして、そういったいろいろな世上行われている取引の実態というのを御検討いただかなければ、抽象的にあたかも所与の分かったようなものがあるという前提で議論するというのは危険であると。それから退職者、退任者につきましては先ほど申し上げましたけれども、効果は一体どういうことを想定するんだと。効果を何か想定されるのであればその範囲内で必要に応じて保護する余地もあるかとは思いますが、そうでなければ意味がない。それから先ほど申し上げましたように、他に公益通報ではなくても法律に違反するという状況があれば所管の行政庁に通報するなり、犯罪に関わることであれば常に捜査当局に通報することは可能でありまして、あるいはマスコミに通報することも可能でありまして、現にたくさんの表に出ない通報事例があるわけですし、その時に一体保護というのはどういうことがあるのかというのはやはり十分検討していただかないといけないと思えますし、確かに法律制定の時にはイギリス法がだいぶ重視されたというのはあるんですけども、ただ、英米法の国も最近は様変わりしておりまして、御存知の方がいらっしゃると思えますけれども、制定法が制定されている範囲で、基本的にはコモン・ローであるわけですが、制定法が制定されれば当然そちらの方が優先される。日本よりはるかに制定法があることは事実ですので、紹介いただけるものがあれば紹介していただければと思いますが、全体的にまるっきり保護されていないとか言うような現状ではないですし、先ほどの守秘義務違反ということもありましたけれども、例えば行政庁に公益通報でなくて通報して、行政庁が氏名等を開示するということは公務員の守秘義務の問題として通常想定されないわけですし、捜査当局に通報して、もちろんその方が将来証人としてお出になるのなら別でしょうけれども、捜査当局に通報したからといって、それを開示するというのは普通想定されないわけですから、それはその場面で保護されているわけですから、それを具体的に認識していただいて、どういう法律の下で保護しなければいけないというのは疑問に思います。以上です。

○宇賀座長 ありがとうございます。光前委員、どうぞ。

○光前委員 升田委員の御意見は言ってみれば公益通報者保護法なんていないよと、こんな法律なくたって全て保護されているよというように聞こえてしまうんですけども、例えば労働者の問題を考えてみても、公益通報者保護法で正当な通報をした人に対して解雇の禁止という規定を設けているわけなんですけれども、公益通報者保護法がなくても現在の労働者保護法では権利保護は確立されているわけですね。それを公益通報者保護法で規定することによって再確認するというところに意味があるのであって、他の法律で保護されているからいいんじゃないかという議論はおかしいのではないかと思います。それから退職者についても退職した人は公益通報したことによって、会社から名誉棄損の訴訟を起こされたり、損害賠償を請求される例というのはたくさんあるわけですね。それに対してきちんとブロックするという意味で、正当な公益通報に対しては裁判の提起とか、損害賠償の請求というのはおかしいんだよということを確認するという意味で、公益通報者保護法は非常に重要だと思っております。

○宇賀座長 ありがとうございます。拝師委員、どうぞ。

○拝師委員 先ほどの私の公益通報者の範囲の問題と効果を切り離すと申し上げたのは、決して効果が全くないという趣旨ではなくて、個々の対象者と個々の効果は別途個別に検討しましょうという趣旨で申し上げたものです。単純に公益通報者保護法の公益通報者の定義だけ広げておいて、労働者については解雇無効の効果があるけれども、取締役等については全く法の効果として及ばないとかそういうことは申し上げておりませんので、誤解のないようにお願いします。

例えばなんですけれども、ここもこれまで議論してきた保護の中身というか、当然効果の部分に関わるのですが、例えば損害賠償の問題で言うと、解任が禁止されて、解任そのものを取り消すということにはならないとしても、例えば損害賠償請求をする際に推定規定を置いて、より容易に通報を理由にした損害賠償をしやすくするとか、そういう手当ももちろん効果としては考えられます。特に考えられるのが、企業に対して守秘義務等を役員の場合には当然負っているわけで、そういう情報提供等をする際に、証拠を持ち出したことを理由にまた企業側から訴えられるということもあり得るわけですね。その際に免責の保護を受けられる、受けられないというのも大きいと思いますけれども、そこも一つ保護法に入れておく効果としてはあると思っています。あとは先ほど申し上げたように、そもそも通報したことを知られたくない。北城委員もおっしゃっておりますけれども、通報したことそのものの情報をばらされてしまうとそれ自体が大きな不利益になるわけで、それは現職の労働者だけでなく、退職した人もそうだし役員であってもそうだし、あるいは取引先であっても、この取引先が情報提供したんだということではできれば知られたくないと思うのは当然で、この通報した方の名前等の秘密を守るということもこの保護法の範囲できちんとしていくということも含めて、対象に広げたらどうかという

ことです。全ての対象者が同じ法律効果になるとは限らないので、そこは緻密な議論が必要だという趣旨です。

○宇賀座長 ありがとうございます。山口委員、どうぞ。

○山口委員 私はできるなら法改正をすべきだと思います。しかし、ここで議論して、そのまま法制化されるならいいのですが、やはりこの議論は緻密にやっておかないと、法制化を具体的に決める場面できちんとした意見を出せないのでは、という危惧を抱きます。ただ、やはりこういう意見もあるよというのをきちんと声に出しておく必要があると思います。その時に例えば先ほどの効果論はそうかもしれないけれども、例えば役員というのは、会社の機関意思決定に携わるわけですよね。その機関意思決定に携わる人間がその意思に基づく効果を受けるということの理屈といえますか、そういったところも考えていかなければいけないだろうし、やはりここに含めるとしても、それなりにクリアすべき問題というのがあって、通常会社の中のヘルプラインとかそういったところで役員を含めている会社もたくさんあるわけです。ですからそういうところはそういうところで、うまくやっていただければいいんですけども、法制化するというところでは詰めていただかなければいけないところがあると思います。それから取引事業者、これは取引の自由契約の原則を制限することというのはまさに今までの法律の中ではほとんどできなかったことで、そこに手をつけることが果たしてできるのかどうかというところの問題も、法制化する中では非常に大きな問題だと思うんですけども、例えば升田委員がおっしゃっていたいろいろ問題もあるけれど、その効果を規制するのか、それとも取締法規的に条項を入れるのかとか、そういったところの問題とか効果のところをもう少し工夫して、契約自由の原則への制限を最小限に抑えてやっていかないと、ここ1、2週間、廃棄物横流し事件とかをみておりましたが、やはり消費者がしわ寄せといいますか、被害を被っている実態はあるわけですよね。なんとかこの取引先に機会が与えられれば、そういったものはもっと早く消費者が被害を被らずに済んだという現実の問題は明らかにあるわけです。なんとか消費者庁で措置をしていかなければいけないのではないかと思います。

○宇賀座長 ありがとうございます。升田委員どうぞ。

○升田委員 議論の仕方ですけども、おかしいと言われると反論をせざるを得ないんですけども、時間の無駄でもありますし、ここで報告書を出してもそのまま決まるとは到底思えませんし、ほかにもいろいろ審議される場所はあるわけで、前に少しでも進むようにされたらいいと思います。ただ議論は議論としてきちっと押さえるところは押さえておかないと、いくらいろいろ紙を出されても、議論としては将来に禍根を残すわけで、是非いろんな議論をしてバランスよくまとめていただいて、少数意見だからといってネグられるというのも問題があると思いますから、是非そういうことで前向きな発言をお願いしたいと思うわけでありまして。それから事業者

のことも、繰り返しになって恐縮ですけれども、別に消費者庁に言わなくても言うべきところがたくさんあるわけで、それはそれで保護されているわけで、あれだけひどい事例であれば通報してきた人をもらすというのは考えられませんし、取締役といっても大半は中小で従業員と変わらないので、いろんな場面で従業員として保護されているということもありますから、是非その辺も十分に踏まえて検討していただきたいと思います。

○宇賀座長 ありがとうございます。はい、光前委員どうぞ。

○光前委員 升田委員と喧嘩したいわけでもございませぬし、是非緻密な議論をしたいと思っておりますけれども。山口委員の御発言で少し誤解があるのではないかと思っておりますが、弁護士委員が言われているのはあくまでも通報者の範囲を広げるだけで、効果論はいじらないのだと。それは既存の法律で十分やっつけられるのだと、そういう議論なんです。ですから升田委員の懸念する事業者を通報者の対象に広げようとしている懸念ということは感じていません。その辺でもっと議論があるのだということであればもっと詰めなくてはいけないと思っておりますが、効果論を一緒くたにしてまとめて議論することでかえって混乱させてしまっているのではないかと思っております。

○宇賀座長 ありがとうございます。水尾委員どうぞ。

○水尾委員 確かに効果という意味で考えると、ない場合もあるかもしれませんが、ただ例えば退職者についても、辞めた人だからといって効果がないとは思いません。例えば、退職する時に守秘義務を守ると、もし守られなければ退職金の返還もあり得るんだよということを一筆入れる会社が多いですね。そうなった時にこれは実は公益通報者保護で守られているというのは一つの効果にもなるわけですから、あまり効果、効果というところにこだわらずに、窓口を広げてアクセスビリティを高めるというのが私はこの法律を進める、実効性を高める上では大事なのではないかと思っております。

○宇賀座長 ありがとうございます。串岡委員、どうぞ。

○串岡委員 退職者と取引先の不利益ですが、昨年のヒアリングの中でも言っておられる方もおられて、高先生がこういうことを言っておられます。再就職などで不利益を受けることは十分にある。今 60 歳以上でも働かなければならないし、年金まで数年ありますから、下請け取引先は契約を取るのが難しくなり不利益を受ける。というようなことを言っておりますし、この法律に深く関与しました松本先生も同じようなことをヒアリングの中で言っておられますので、現実には不利益を受けることは十分にあり得えます。これは私のように 20 代で内部告発をした人間にとっては、会社に残るのもいばらだし、会社の外に出ても、あれは内部のものを持ち出したという人間だということでは再就職なんかあきらめざるを得なかったです。私は残って戦う道を選んだわけで、そういうことも十分あり得るわけです。

それから公益通報者と一般の労働法との関係なんです、公益通報者保護法とい

うのは一応労働法的な建付けになっていると島田委員も言っておられます。公益通報者保護法は労働基準法が一般的な法ならば、特別法的な意味合いを持っていると思います。例えば労働基準法の中で一番厳しい罰則なのは、暴行、脅迫、監禁などの手段をもって労働者を働かせることです。刑法にあるわけですよ。刑法にあるけれども労働基準法の中にも入れている。それではこの法律、労働三法ありますけれども、労働基準法というのはほとんど罰則がついております。この強制労働の禁止を規定した労働基準法第5条は、刑法の脅迫の罪に対して特別法的な法に該当する。労働基準法の中にこのような条文を設けたのであれば、今度は労働基準法に対して特別法的な立場にある公益通報者保護法に何の新しい実効性のある条文規定を設けなかったのは極めて問題なわけです。公益通報者を守るという新たな規定を設けてはないわけです、単に解雇してはいけない、解雇だけは労働基準法に守られているにしても、将来の不利益を、私はこの間もお出ししました中に、将来の不利益というのものすごくあるわけですから、そういうふうに考えますと、この法律は結局、労働者だけを守ると言いながら、結局は労働者以外の人を訴えても守られない、民事裁判をやらなければならないわけですから、それで苛酷な証明が待っているわけですから。だから労働者すら守れないのです。例えば収入印紙一つとっても裁判やるときにその請求額に応じて、日本の場合は金額が高ければ金額に応じた収入印紙を貼らなければいけない。アメリカの場合は一律だというわけです。イギリスの場合は丸田隆という英米法に詳しい先生がいます、労働局が後ろ盾になって裁判をしてくれるというようなことを言っています。この法律は作った時に、新たに実効性のある制度というのは何一つないんです。だから問題だと私は申し上げています。

○宇賀座長 ありがとうございます。それではこの点はよろしいでしょうか。

○加納課長 いろいろと御議論御意見いただきましてありがとうございます。この論点は割とこの法律の古典的論点でございまして、労働者以外にどう広げるかということですが、言うまでもなくその効果をどう結び付けるかということが非常に難しいというところで、今まで解決策というのは見出しにくかったということでございます。そういう意味では升田委員におっしゃっていただいたところは概ねその通りでありまして、そういったところをきちんとクリアしていくようなロジックを構築しないことには、この論点について更に踏み込むというのは難しいというのは、その通りであろうと思っております。他方で、まず思いつくのは損害賠償の推定規定みたいなのはどうかと、弁護士委員から御指摘もあったところですが、そうした場合推定の根拠はどうするのか、何をもって推定するのかというのは難しい問題としてあるかと思っております。他方で、北城委員や光前委員に御指摘いただきましたように秘密をしっかり確保するとか別の観点の問題と思っております。いずれにしても、効果との関係とかあるいはこの法律の中でどこまで拾っていくのかということのも、今日の御意見と共にもう一度事務局で整理していきたいと思っております。

○宇賀座長 ありがとうございます。それでは続きまして「通報対象事実について」の検討に移りたいと思います。この論点の概要についての説明を、資料2をもとに事務局からお願いします。

○金谷企画官 それでは2の「通報対象事実について」御説明をさせていただきたいと思います。資料の方では6ページから10ページということになっております。6ページを御覧いただきたいと思います。(1)のところですが、現在法律は通報対象事実を、国民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかわる法律として別表指定されている法律において、直接ないし間接的に犯罪行為に該当すると定められている事実に限定しているところでございます。その上で申し上げますと、この政令で指定されている法律は450本以上に及んでいるということでございます。こうした点につきまして7ページのところですが、元々法律が国民の生活の発展や社会経済の健全な発展を目的としていること等を考慮すれば、通報対象事実の範囲を国民や消費者の利益保護に関するもの以外にも広げる必要があるという意見があるということでございます。それから一枚おめくりいただきまして8ページのところでございますが、政令で対象法令を列挙しており、その数が450件以上に及んでいるため、自らの通報内容が通報対象事実該当しているかどうかを確認することは困難であるという指摘もございます。実際に通報者の方から見れば、通報内容が刑罰の対象に当たるかどうかまで注意を払わないのが通常であるから、刑事罰の担保の有無による限定は緩和すべきである、という意見がございます。その一方で、通報に対する各種保護に値するか否かを判断するに当たっては、刑罰という究極の制裁を科すに値する悪質な行為であるかを基準とすることは合理性があるという意見もいただいているところでございます。以上を踏まえまして、通報対象事実の範囲を広げること、及び、広げることとした場合どこまで広げるのが適当であるか、それから対象となる法令を変更することについてどう考えるかということについて御意見をいただきたいと思っております。以上でございます。

○宇賀座長 ありがとうございます。それでは只今の説明や資料をもとに、「通報対象事実」について御議論をお願いいたします。

はい、井手委員どうぞ。

○井手委員 先ほど来、法律論の観点からの意見が多く出ています。確かに、今後の国会審議などの場面を踏まえた意見は重要だとは思いますが、もう一つ忘れてはいけないのは実態の問題です。法律がこれは技術的に難しいからといって、公益通報者保護法が浸透していない、あるいは通報者の保護が行き届いていないという実態をほったらかしにしていいのかというのは、全く別だと思うんです。その点で、この通報対象事実を、450本の法律に限っているというのは、私のように通報を受け付けている立場からいうと、あまりにもばかげている、実態とあまりにも乖離していると指摘せざるを得ません。450本の対象法律が、世の中の全部の、公益通報者保護法の

目的である国民の生命、身体、財産そのほかの利益の保護に関わる法律というものをクリアしているかという、簡単にクリアしていないと言えます。例えば、不法入国などに関する出入国管理法、これは入っておりません。それから、脱税などに関する税法が入っていません。それから今話題になっていると言ったら、語弊があるかもしれませんが、政治資金規正法が入っていません。それからもう一つ言えば、法で刑罰があるものだけを公益通報の対象にしていればいいのか、という論点もあります。公益通報者保護法の第1条で目的として示されている消費者の利益の擁護とか公正な競争の確保とか環境保全に関する例を一つ、出します。今、教科書会社が検定中の教科書を校長先生とか選定に関わる方を接待したり、お礼をしたりとかいうことが問題になっていますけれども、いずれの行為も法違反ではありません。要は、文科省が決めている、検定中の教科書を見せてはいけないというルールと、教科書会社は金品を関係者に出してはいけないという業界ルールに反しているだけなんです。だけど、これは明らかに、消費者の利益の擁護だったり、公正な競争の確保だったり、国民にとって重要な問題に関わっているということに異論を挟む人はないと思います。私が受け付けている通報では、そういう教育や医療、福祉に関わるものが一番多いんですが、脱法行為のような、法違反かどうか、すぐに判断できないものが多く含まれています。それを報道機関が、現行の公益通報保護法に従って、全く調査しないということはありません。報道することによって、新しい法規制につながったり、制度になったりする場合は多々、あります。ですから法違反だけに絞っている現行規定はいかがなものかと思っています。

もう一点、別の角度から事例を挙げます。行政機関は、よほどのことがない限り、不法行為はしないでしょうから、現行規定の対象に含まれませんが、報道機関には行政に対する通報も、かなりあります。例えば、予算の無駄使いだとか、行政がしかるべき処置をしなければいけないものを放置しているとか、隠蔽、行き過ぎた処置、不作為などの通報の例があります。そういう通報は、現行規定から全然外れているわけですが、それでいいのか、大きな疑問です。それからもう一つ、これは資料の8ページで指摘されているんですけども、通報者の方がどの法律のどの条文のどういうふうに違反しているかというのをはっきり分かって通報されるというのは極めてレアケースです。報道機関の場合は、むしろ通報を受け付けてから、法のどういうところに抵触するのか、調べていきます。実際に通報を受け付けていると、通報者の方々は、五つも六つもこういうことがあるんだと、法違反かどうかは関係なしに事実を持ってこられます。その中で、これこそが法的にも問題ではないかもしれないけれども、世に問うべき問題ではないかということで実際に調査をして報道につなげるわけです。そういう意味で言うと、なぜこんなふうに対象事実を限っているのか、理由がわかりません。やはり、通報対象事実を広げるべきです。450本の法律に絞ったままであれば、それ以外にも国民の利益につながる通報について、

報道機関は受け付けますが、じゃあ行政機関は、それを受け付けるのか、きっと、受け付けません。これでは、公益通報者保護法の趣旨に反すると思います。

○宇賀座長 ありがとうございます。土田委員どうぞ。

○土田委員 私も今の井手委員の意見と全く同じで、通報者が通報する場合、自分が通報していることは何の法律に抵触しているのか全く分からない。通報者は不正だと思った時に通報するんです。450本の法律を、どのような方々がこれを理解して通報するのかという非常に疑問に思っております。それでこの450本というような法律もこれも排除して、できれば6ページの3番のところにおいて、「個人の生命又は身体の保護、消費者の利益の擁護、環境保全、公正な競争の確保その他の国民の生命、身体、財産」とありますけれども、この前段の「個人の生命」から「その他の」というところまでを排除して、「国民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかわる」ということでくられた方が私は分かりやすいと思います。

○宇賀座長 ありがとうございます。串岡委員どうぞ。

○串岡委員 土田委員が言われたとおりでありまして、そもそもイギリスの公益開示法は犯罪行為はもちろん入っていますけれども、法律違反、責務違反とかルール違反も当然入っているわけです。それから冤罪とかそういうのも富山県でもありましたけれども、そういうのも訴えていいことになっていますし、今、土田委員が言われました個人の健康と安全性への危機があるときという条件も入っておりますし、それから環境破壊や環境への悪影響も入れているわけです。ですから日本の法律はどんどん狭くしてしまって犯罪行為だけに絞ると。これは犯罪行為となりますと、即検察庁に刑事告発しなければいけないような問題ではないかと私は思うんですが、現にこの法律が国会で議論されていたときは、普通は犯罪行為があったら警察に行くのではないですかと言っている議員がいたわけです。そんな人の意見は全く通りませんでした。なぜ日本がイギリスより遅れて法律を作りながらイギリスを越えて世界の模範となるような、世界から日本の法律を学ぶべきだと思うような法律を作れないのかというのが、私がいつも気になっている点で、ここも広げる必要があると私は思っているわけです。行政は法律違反だとか判断はしやすいかもしれません。そういう専門機関でもあります。しかし訴える側としてはそこまで詳しく判断できるか。これはおかしいと思って判断するわけですから、そういう人のことも考えるべきだと思います。因みに私の場合を言いますと、私は独禁法違反ということで分かりやすかったので、これは確実に違法だということが分かりましたので訴えられましたが、私個人の場合はまた違うかもしれません。

○宇賀座長 ありがとうございます。川島委員どうぞ。

○川島委員 通報対象事実を広げることについては、通報者の立場からしますと、該当しているか、いないのかを考える必要がございますので、通報の促進という意味ではプラスになると思うんですね。ただ、何事もプラスもあればマイナスの副作用も

あると思いますので、その点の議論も必要だと思っております。具体的に言いますと、この6ページ目の一番最後の行にあります「公益通報に関する予測可能性を確保する必要がある」ということでこのような限定がされているという記述がございます。公益通報に関する予測可能性を確保することができるのか、できないのか。あるいはそもそも確保することが必要なのか、必要でないのか、その点も御専門の方から御意見等をいただいた方がよろしいのではないかと思います。

○宇賀座長 ありがとうございます。北城委員どうぞ。

○北城委員 私は広げるべきだと思いますし、個別列挙も止めるべきだと思います。どれに該当するのかを通報する人間が調べて通報するということは現実的にあり得ないので、日弁連さんの提案のように個別列挙ではなくて、国民の生活の発展や社会経済の健全な発展など、一般論で良いと思います。

○宇賀座長 ありがとうございます。ほかいかがでしょうか。山口委員どうぞ。

○山口委員 広げるかどうか。私は内部告発の代理人を過去に7件か8件やりましたけれども、ある意味、第三者情報提供、マスコミへ提供する前に、私達弁護士がこの公益通報対象事実に当たるかどうか、それから切迫したおそれがあるかどうか、そういう要件が該当しているかどうかチェックするわけですね。チェックしないと、マスコミへ情報提供する場合には、手ぶらでは絶対誰も相手にしてくれないわけで、会社の中の有力な秘密情報とか企業秘密のようなものをやはり社外に持ち出して、だからこそ社内に不正があるんだと、そういうことを通報するからこそ取り上げていただけると。現実問題そうなのですね。内部告発人が内部から持ってきた資料を見ると、よくこんな持ってきたなど。こんなものが外に持ち出せるのだなど。恐ろしいと感じるときがあるわけで、ある意味どこかで歯止めをかけないと。要するになんでもかんでも内部通報に当たるとなると、逆に会社の中の企業情報等が漏れても適法であるということにつながるかという懸念は持っているところで、私は職業上守秘義務がありますから、私がそのような秘密情報にアクセスしてもそれはそれで適法だと思うのですが、やはりこれが外部に漏れてしまうというリスクは懸念するところがあります。

○宇賀座長 ありがとうございます。升田委員どうぞ。

○升田委員 ちょっと、光前委員を前に発言するのも何なのですが。元々この法律が出来た時には、不正行為全般でなくて、今、山口委員がおっしゃったこととか、ある程度重大性というのが前提になっているということと、ぎりぎり厳密に該当するかどうかということじゃなくて、もっと前段階で、公益通報を認めようということがあるほかですね、それからもう一つはですね、先ほどちょっと言い忘れたんですけども、公益通報者の範囲のところと通報対象事実のところはセットになっていて、双方ともあまりにも広げると明確性を欠くと、濫用という弊害が予想される。そうい

うことがやはり前提となっているわけです。ですから当時は非常に広く作ったという認識ではありました。

それから法律はかなり難しいところがありますけれども、大体日本全体で正確に数えたわけではありませんが、法律は約2,000くらいあると思います。そのうちここに書いてある法律の目的というのは大体こんなもんだということではほぼ網羅している。いろいろ抜けているところがあるという認識ではないと思います。ですから相当幅広くですね、対象事実をとらえていて、かつ、ある程度重大で弊害にも配慮しているということですので、現時点でそれを拡大する理由は、議論のために言うておきますけれども、ないと考えております。

○宇賀座長 ありがとうございます。拝師委員どうぞ。

○拝師委員 やはり通報する人の立場からすると、今の限定列挙方式というのは難しいかなと思っておりまして、基本的には広げるべきだろうと思っております。他方で、先ほどの議論と確かにパラレルなところがあって、効果との関係をどう考えるかというのを考えなくてはいけなくて、その切り分けの仕方は少し議論を詰めた方がいいと思っております。光前委員が出された日弁連試案の8ページの辺りに、具体的な条文案があるので、こういう形で具体的な通報をする側、通報を受ける側、あるいは効果について判断する側等にとって明確かどうかというのは少し詰めた議論をするべきだろうと思います。

それから今の刑事罰限定ではやはりいずれにしても狭いと思っているのはですね、今の行政の市場コントロールの施策の手法を見てみると、単に法的な規制をかけるだけでなく、プラス自主規制をミックスさせて、ベター・レギュレーションという形でやっていくんだということを全面に押し出してやっているわけです。一方で行政処分の裏付けとして刑事罰があるものが多いんでしょうけれども、そちらだけを見てそっちが大事だよというのは、今の大きな施策の流れとしては少し偏っているのかなと。少なくとも、行政の方が自主規制とかそこは業界に任せようということで、両輪のように施策を組んでやっている以上は、やはり両方とも重要性はあるんだということやっていかないと。行政処分の枠内だけの部分について、通報があったからじゃあこっちは守ってあげて、自主規制違反についての通報の方は無視する、仮に通報があってもきちんと保護の対象になっていかないとというのは、バランスを欠くのかなと思っております。

○宇賀座長 ありがとうございます。升田委員どうぞ。

○升田委員 今のところですが、前の画面を見ていて失念してしまっておりました。実は前に法律を作った時に、従業員がその法律の内容を知っているかどうかという議論がもちろんありましたけれども、当然ですけれども会社側はコンプライアンスを従業員に求めているわけで、少なくとも会社の事業に関して、しかも自分の担当している事業で内部告発をされることが多いわけですから、当然その法律は知っている

か容易に知り得るということが前提になっているのと、もう一つは現行法は行為そのものを犯罪とする事実だけではなくてですね、行政監督処分を行って、それに違反してそれが犯罪になるという、これが非常に現在の各種の法律では広く認められていて、そうしますと当該法律のいろんな違反行為に対しては、最終的には犯罪行為になるということで、先ほども申し上げた重大性を考慮しているということをつけ加えておきたいと思います。

○宇賀座長 ありがとうございます。議論の途中ですが、河野大臣が到着されましたので、河野大臣より御挨拶をお願いしたいと思います。それでは河野大臣、よろしくお願いたします。

○河野大臣 皆様こんにちは。参議院の本会議で遅れまして、申し訳ございません。

「公益通報者保護制度の実効性の向上に関する検討会」の開催に当たりまして、一言御挨拶とお礼を申し上げたいと思います。

この公益通報者保護制度は非常に大切な制度であると思っておりますし、今から10数年前、私も自民党の消費者問題プロジェクトチームの事務局長を務めておりました時に、この制度に随分関わってまいりました。本当はかなり長い間この制度についていろいろと御議論をいただいております。本当にありがとうございます。公益通報者をしっかりと保護する、そして法令をしっかりと守っていくというのがこの制度の一番の肝だと思っておりますので、消費者庁としては、しっかりそれに向けて努力をしてみたいと思います。

皆様には、しっかりと御議論をいただき、更にこの制度が実効性のあるものになるようお願いをしたいと思います。

今日はまたこうしてテレビ会議で、実際はすぐ近くにいるんですけども、参加をさせていただいております。中央省庁の地方移転のいわばテストの一環として、これからテレビ会議をしたり、いろいろなテストをしてみたいと思っております。特にこうしたICTの技術を使ったテストはいろんな組み合わせでやっていきたいと思っておりますので、委員の皆様にも様々な場面で御協力いただくことがあるかと思っておりますが、どうぞよろしくお願いを申し上げたいと思います。

変な時間帯に乱入したような形で誠に申し訳ございません。どうぞ最後までこの問題しっかりと御検討いただきますようお願いを申し上げ、委員の皆様へのお礼の御挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございます。

○宇賀座長 河野大臣、どうもありがとうございました。河野大臣は他の公務の御都合のため、途中退席される御予定ですので、御了承ください。

それでは先ほどの議事に戻りたいと思います。光前委員どうぞ。

○光前委員 私はこの議論については升田委員と同意見です。個人的には日弁連と意見が違いまして、私の基本的な考え方としては、もし公益通報の対象の事実を広げるのであれば、公益通報者の主観的要件、現在は通報対象事実を公益性の高いものに絞

っているものですから、主観的要件は不正の目的は無いという要件でクリアさせているわけなんですけれども、もし通報対象事実を広げるのであれば、通報者の主観的要件をもう少し厳格なものにしていく、公益目的に近いものをきちんと立証させないと、山口委員が言われている通り、濫用の危険が出てくるのではないかと思いますので、通報対象事実を広げるのであれば、主観的要件については絞り込むという、そういう配慮が必要なのではないかと思っております。

○宇賀座長 ありがとうございます。今野委員どうぞ。

○今野委員 私が申し上げたいことを今、光前委員が大変素晴らしくおっしゃっていただいたんですけれども、全く同じ考えで、対象者を広げる。これは、企業を取り巻く企業の健全な成長を願うステークホルダーの方々にも全部広げていいと私は思うんですが、広げると決めるのであれば、それに正比例した形で、通報者の方々の意識、自覚、通報責任という言葉がこの会議でも何回も出ましたが、ポジティブな意味での責任、知り得ていることは通報しなければいけないという責任と、自覚という意味の責任が必要になってくると思います。それからやはり信憑性とか、本当にこれが公益通報であるのかという自覚ですね。この正当性というのをもっと厳しくするというのを前提にステークホルダーの方々へと対象を広げていただきたいと思えます。

私はたまたま今、外部通報窓口の受付という事業をさせていただいております関係で、理想と現実の大きなギャップ、これに悩む日々でもあります。あるべき理想の形と、先ほど光前委員がおっしゃったような、あってはならない現実、それはもし対象を広げるということになると更に大きなテーマとなることは確実だと思いますので、是非先生方もそのことを正しく認識させていただいて御議論していただければということを心から願っております。

○宇賀座長 ありがとうございます。北城委員どうぞ。

○北城委員 私は基本的にはできるだけ広げるべきで、濫用を恐れて制約をすべきではないと思います。濫用されても事業者が調べてこれは単なる個人的怨恨で書いていると分かれば、それ以上の対策をとらなければいいのです。同じ人間が二回、三回来てもそれはすぐに対応できるので、濫用を恐れるがゆえに制約をしてしまうと、本来使うべきものが使われなくなってしまうので、私は基本的には広げるべきだと思います。

○宇賀座長 ありがとうございます。土田委員どうぞ。

○土田委員 今の北城委員の意見に賛成です、今までもこの法律があっただけ効果があったのでしょうか。ないから少しずつ改正していこうということで元に戻って、この法律の範囲内は本当にいいのか、このやり方で公益通報が本当に広く認知されたのかということを考えますと、これだけ公益通報が利用されていないことを考えますと、北城委員が言うようにもっと広げていいのではないかと思っております。

○宇賀座長 ありがとうございます。今野委員どうぞ。

○今野委員 私も北城委員のおっしゃるとおりで、全く異論はございません。ただ今、別の問題としてどの企業さんにもメンタルの問題を抱えている人とかいろんな問題を抱える人達が多発しておりまして、今、そういった方々の意見が全て公益通報という名の下に全部受け付けられてしまって、それを解消するのに企業さんは半端でない労力と時間を使わなくてはいけなくて、これは企業の発展を物凄く阻害することに。これはもうこんなネガティブなことはどなたもおっしゃらないので世の中にまだ出ていないだけでございます。基本的にはもちろん皆さんのおっしゃるとおり全面賛成です。

○宇賀座長 ありがとうございます。串岡委員どうぞ。

○串岡委員 先ほどの繰り返しになるんですけども、個人の健康や安全性への危機があるという時っていうのはすぐに通報してもいいことだと思うんですね。それから環境破壊。大量のごみをどこかに密かに捨てているというような時は、当然悪影響になるわけですから、そういうことも通報していいことだと思うわけです。度々アメリカのことを申し上げて恐縮なんですけれども、やはり進んでいると思わざるを得ないわけです。これは私は英語もできませんから本を読んで、私の目の前におられる方が書いておられる本の中に書いてあることを申し上げるのですけれども、アメリカの連邦職員というのは公務員のことですが、180 万人もおられるそうです。連邦職員を対象とした内部告発者保護法ですね、これは裁判をやっている挙証責任とも関連するんですけど、違法行為や重大な管理不備も入っています。管理不備などに関するいかなる情報開示があっても、それを理由にしてその職員に人事行為をしてはいけないまで踏み込んでいるわけですね。日本はですね、内部告発の報復として人事異動をしたのではないと事業者は必ず言うのです。だとすると、このいかなる情報開示というのはかなり高度な手段での証拠の持ち出しを認めていえると同時に、その時点での人事行為をさせないことからして、過去の内部告発者の受けた不利益行為の実態から学んでいるものでもあるといえる。アメリカにもたくさん悪いことがあって、個人差別とかいろいろ問題はあるにしても、そういうところは日本はもう少し学ばなければいけないのではないかというのを私は常々思っています。

○宇賀座長 ありがとうございます。ほかよろしいでしょうか。

まだ積み残しの論点がございますけれども、予定した時間になりましたので、次回に回したいと思います。今日御議論いただきましたことについても、更に御意見等ございましたら、事務局に御連絡いただけたらと思います。活発に御議論いただきましてどうもありがとうございました。本日御議論いただきましたところは概ね認識が共有されたところがありましたので、報告書の案を事務局の方で作成いただきたいと思います。また、本日いただきました御意見につきましては、事務局で整理させていただいて、できるだけ報告書に盛り込む形で進めたいと思います。

《 3. 閉会 》

○加納課長 本日はどうも、御議論ありがとうございました。冒頭の教育の問題であるとか、できるところがないか検討させていただきたいと思います。制度論につきましてはもう少し詰めないといけないのではないかという御指摘をいただきましたので、方向性につきましては比較的前向きな御意見を多数いただきましたけれども、詰めなければいけないところはたくさんございますので、事務局でもう一度整理をしていきたいと思います。

次回ですけれども、日程については既に調整させていただいておりますが、後日改めて正式な開催案内を送らせていただきますので、よろしく願いいたします。また、本日の議事要旨につきましては、各委員の皆様に御確認いただいたうえで、公開をさせていただきたいと思います。私の方からは以上でございます。

○宇賀座長 それでは、本日はこれにて閉会といたします。御多忙なところお集まりいただきまして、どうもありがとうございました。次回もよろしく願いいたします。

(以上)